

児童発達支援・放課後等デイサービス事業所 運営規程

(事業所の名称等)

第1条 この規程は、友遊学舎（以下「事業所」という。）の運営に関する事項を定めるものとする。

2 事業所の所在地は、埼玉県さいたま市緑区大字中尾 2454 とする。

(事業の目的)

第2条 事業所は、児童福祉法に基づき、障害児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の支援を行うことを目的とする。

(運営方針)

第3条 事業所は、障害児の意思及び人格を尊重して、常に障害児の立場に立った支援を提供するものとする。

2 事業所は、地域との結び付きを重視し、市町村、障害児の保護者、他の障害児支援施設等、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(提供するサービスの内容)

第4条 事業所で行う児童発達支援及び放課後等デイサービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 日常生活における基本的な動作の指導
- (2) 集団生活への適応訓練
- (3) 生活能力向上のための支援
- (4) 創作的活動
- (5) 余暇活動の提供
- (6) 相談支援
- (7) 送迎サービス
- (8) 前各号に掲げる支援に付帯する支援

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 児童発達支援

営業日：月曜日から金曜日まで（12月30日から1月3日までを除く）

営業時間：午前9時30分から午後6時30分まで

サービス提供時間：午前10時から午後3時まで

(2) 放課後等デイサービス

営業日：月曜日から金曜日まで（12月30日から1月3日までを除く）

営業時間：午前9時30分から午後6時30分まで

サービス提供時間：授業終了後から午後6時まで

学校休業日：午前10時から午後5時まで

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は合計10名とし、内訳は次のとおりとする。

(1) 児童発達支援 5名

(2) 放課後等デイサービス 5名

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第7条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名（常勤）

職務：従業者及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 児童発達支援管理責任者 1名（常勤）

職務：個別支援計画の作成及び提供した支援の客観的な評価等を行う。

(3) 児童指導員または保育士 2名以上（常勤1名以上、非常勤1名以上）

職務：日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練等を行う。

(利用者から受領する費用の額等)

第8条 指定児童発達支援及び放課後等デイサービスを提供した際には、利用者から当該指定児童発達支援及び放課後等デイサービスに係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定児童発達支援及び放課後等デイサービスを提供した際は、厚生労働大臣が定める費用の額の支払を受けるものとする。

3 前二項のほか、次に定める費用については、利用者から徴収するものとする。

(1) 創作活動に係る材料費

(2) 行事参加に係る実費

(3) その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの

(緊急時等における対応方法)

第9条 現に指定児童発達支援及び放課後等デイサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(非常災害対策)

第10条 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情解決)

第11条 提供した指定児童発達支援及び放課後等デイサービスに関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

(個人情報の保護)

第12条 事業所は、その業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

(虐待防止)

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和7年1月1日から施行する。